

労働者福祉運動と社会的課題への対応（二）：
「ライフサポートセンターしずおか」と「フードバ
ンクふじのくに」の設立

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-05-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 日詰, 一幸 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00010171

論 説

労働者福祉運動と社会的課題への対応(二)

―「ライフサポートセンターしずおか」と「フードバンクふじのくに」の設立―

日 詰 一 幸

はじめに

第一章 静岡県内における戦後の労働者福祉運動の概要

第二章 ライフサポートセンターしずおか(LSCしずおか)の設立

第一節 連合評価委員会最終報告とライフサポートセンター構想

第二節 LSCしずおかの組織特性

第三節 LSCしずおかの成果 (前号)

第三章 フードバンクふじのくにの設立

第一節 静岡県内におけるフードバンク設立に向けての検討 (本号)

第二節 「フードバンクふじのくに」の活動実態

第四章 フードバンクふじのくにの今後の可能性 むすび

第三章 フードバンクふじのくにの設立

「フードバンクふじのくに」は、二〇一四年五月一九日に設立総会を開催し、翌二〇日より本格的に活動を開始した。しかし、静岡県内におけるフードバンクの検討は、それに先立つ二〇〇九年頃より進められていた。すでに第一章で言及したように、静岡県内における労働者福祉運動の展開については、静岡県労働者福祉協議会（以下、県労福協）が主体となって担ってきた。実は、フードバンクの検討においても、県労福協が先導的な役割を果たしたと考えられる。以下、その点を明らかにしていくことにする。

第一節 静岡県内におけるフードバンク設立に向けての検討

静岡県内におけるフードバンク設立に向けての動きは、以下の三つの時期に分けて検討することができる。第一期は二〇〇九年における検討の段階である。県労福協が中央労福協の方針を受けて「フードバンク設立」の可能性を検討した時期である。第二期は、検討の中断を経て、再度検討を始めた二〇一三年の段階。この段階において、静岡県内にフードバンクを設立することが意思決定された。そして、第三期は二〇一四年以降の段階。この時期に、フード

バンクの組織運営方法など詳細な検討が進められた。以下、一期から三期において、どのような検討がなされたのかを振り返ることにする。

(一) 第一期(二〇〇九年)の検討開始と検討中断

県労福協がフードバンクの検討に至る発端は、中央労福協が示した方針にある。中央労福協は、二〇〇九年三月三日の第八回三役会において、「フードバンクに関する取り組みについて」を議題として取り上げ、食品ロスや生活困窮者支援への取り組みとしてフードバンクが社会的に注目されており、「労福協としても貧困問題、食、環境、福祉などの運動に関わるテーマとして、労福協のネットワークがどのように関わっていけるか、研究会(勉強会)やフォーラムを通じて議論を始める」ことを明らかにしたのであった。^① こうして、中央労福協は二〇一〇年度からの活動方針にフードバンクの取り組みを盛り込むことになった。

県労福協は、中央労福協の動きを受けて、第一回フードバンクしずおか設立検討委員会を二〇〇九年七月二二日に開催した。^② この委員会では、静岡県内において「フードバンク」の活動が可能か否か検討するために、調査活動を開始することを決定した。そして、第二回フードバンク静岡設立検討委員会は、同年九月二日に開催され、①緊急に食料が必要な場合の対応、②フードバンク静岡のあり方等について検討を行った。そして、同年一〇月二八日には、日本で最初にフードバンクを立ち上げた「セカンドハーベストジャパン」の担当者 راき、フードバンク活動の実践について学習会を開催した。しかし、県労福協が主体となった検討委員会は、以後中断した。その背景には、委員の中にある以下のような意識が委員会継続を妨げたようであった。すなわち、①フードバンクの立ち上げは簡単であると

いう認識、②今時、食事に事欠く人がいるのかという認識等であった。^③結局、この当時の段階では静岡県内でのフードバンク活動の必要性を、委員会が十分に認識することができなかったということであろう。そして、検討委員会を主宰した事務局も、委員会における前述の認識を切り返すことができなかったのであった。

一方、静岡県労働者福祉基金協会(以下、福祉基金協会)では、自主研究として、静岡県内におけるワークライフバランスの実態調査を完了させ、その後の研究テーマとして静岡県内におけるセーフティネットに関する調査・研究(二〇〇九～二二年)を開始していた。中央労福協が、フードバンクの検討を始めた頃、軌を一にして福祉基金協会においても、勤労者の生活を守るセーフティネットの現状に焦点を当てた調査が始められていた。さらに、公益法人改革の進展とともに、それまで静岡県内において、労働者福祉運動を推進してきた、特に財団法人格を有する事業団体の再編に向けての検討も進行させていた。そして、労働者福祉運動の活動の幅を広げるためには、何ができるのかという観点での検討が始められていた。当時の検討状況では、「フードバンク」を設立するという関心ではなく、セーフティネットという視点でどのような取り組みが可能であるのかという検討に重点が置かれていた。^④

ところで、県労福協が主体となった、フードバンク検討委員会は中断されたが、中央労福協では、フードバンクに関する研究会を立ち上げ、約半年間の期間限定で検討が進められていた。ただし、この研究会には強制力がなく、フードバンクに関心のある単一の労福協が参加したようであった。^⑤

(二) 第二期(二〇一三年)へ検討再開

二〇〇九年以降、静岡県内におけるフードバンクの検討は中断していたが、その検討が再開されたのが二〇一三年

七月であった。静岡県内におけるフードバンク設立に向けての検討が途絶えている中であって、二〇一二年以降、生活困窮者支援を行っていた「NPO法人POPULO（ポポロ）」が、静岡市内でフードバンク活動を行っていた。県労福協は、生活困窮者支援活動を展開しているPOPULOの関係者と関わりを持つ機会を得ることにより、再度、労働者福祉運動のあり方を顧みる機会を持つことになった。その結果、新たなメンバーを加えて、フードバンクの設立可能性の検討を開始した。こうして、七月一二日に県労福協の呼びかけで、「第一回フードバンク実施検討委員会」が開催された。⁽⁶⁾

この「実施検討委員会」は、全四回（七月一二日、八月二九日、一〇月三日、十一月七日）開催されたが、以下、各回における議事内容を整理しておくことにしたい。⁽⁷⁾

① 第一回検討委員会（七月一二日）

第一回の検討委員会には、県労福協の呼びかけでフードバンクに関心ないし関わりを持つ団体の関係者が集まった。この検討委員会では、これまでの静岡県内におけるフードバンクの検討経過報告がなされ、さらにオブザーバーとして出席したセカンドハーベストジャパン（以下、2HJ）の事務局長から日本におけるフードバンクの展開状況について報告を受けた。そして、静岡県内の状況については、POPULOの事務局長から二〇一二年以降の活動状況が学んだ。以上の報告事項の中で明らかにされたのは、東西に広い静岡県においてフードバンク活動を展開していくためには、一つの組織だけで取り組んでいくことは極めて困難であり、広域的に様々な組織との連携が必要であるということであった。その意味から県内における様々な組織との連携の中で、静岡県内におけるフードバンク事業を展開

する必要性が認識されたものと言えよう。以下、第一回検討会での論点は以下のように整理することができる。⁽⁸⁾

- ・検討委員会の役割(この会の役割が明確にされた。つまり、「フードバンク活動の実施が可能かどうかについて検討するものではなく、フードバンク活動の実施に向けた関係者による、フードバンク団体を支援する組織の具体的な検討等を行い、実施することが前提」であるとされた。すなわち、「検討委員会」の発足に伴い、県労福協を中心として関係者の間には、静岡県内に「フードバンク」を設立することが第一回検討委員会発足の時点において、すでに合意されていたと考えることができる。

- ・事務局体制(当初POPULOが事務局を担うことが提案されたが、関連団体と複数で担うことが話し合われた。そして、必要に応じた作業部会の設置や委員長の選任については、事務局体制や検討委員の役割と責務、全体スケジュールなどを確認したうえで行うこととし、当面は委員長の選任を行わないことが確認された。

- ・名称(名称について、「フードバンクしずおか」はすでに他の団体が使用しているため、「フードバンクふじのくに」など別の名称の検討を行うことが確認された。⁽⁹⁾

②第二回検討委員会(八月二十九日)

第一回実施検討委員会を受けて、第二回委員会では、設立趣意書やフードバンクの組織編成や業務の流れのイメージ、フードバンク実施検討委員会について、さらには法人格や運営に必要とされる財源や2HJとの関係性について検討がなされた。⁽¹⁰⁾

- ・設立趣意書(この委員会の役割について、「フードバンク団体を支援する組織」ではなく、「フードバンク活動の実

施に向けた組織」であることが再度確認された。この点については、参加者の意識合わせをする上では重要なことであった。そして、その上に立って設立趣意書の検討を行っていくことが決定された。

- ・フードバンク実施検討委員会⇨検討委員会の役割、事務局体制・作業部会、呼びかけ人代表者、委員会構成員、検討委員会実施日程、名称、設立時期、法人格のあり方等について案が示され、検討を行った。その結果、事務局については、前回の議論を受け、複数の団体が担うことになり、県労福協、福祉基金協会、POPULOの三団体が連携して事務局を構成することになった。そして、呼びかけ人代表として検討委員会発足にあたって中心的な役割を担った県労福協専務理事の金指敦之氏が就任することを確認した。また、委員会を構成する当面の委員については、第一回委員会発足にあたって参加した団体代表者以上には拡大しないことが確認された。また、名称は、当面「フードバンクふじのくに」とし、二〇一四年四月設立をめざすことを合意した。

- ・法人格について⇨NPO法人化することにより、社会的信用度が高まり、企業や個人等から食料や寄付を得やすくなることが期待できる。さらに、助成金申請にあたってでも法人格が応募要件となる場合もあることから、立ち上げと同時に、NPO法人化の手続きを進めることが確認された。

- ・運営に必要とされる財源の確保⇨財源としては、「会費」「助成金」「寄付」が考えられることが話された^①。

- ・2HJアライアンスとの関係⇨2HJとの関係は大切にしつつも、アライアンスに加盟することについては将来の課題とすることが合意された。

③第三回検討委員会(一〇月三日)

第三回委員会において、事務局が作成した設立趣意の検討が本格化した。その他、フードバンクの組織編成や業務の流れ、フードバンク実施検討委員会についてなど、これまで検討してきた論点を事務局が再度整理をして委員会に提示し確認を行った。加えて、前回提示された設立後の運営に必要な財源の確保策についても議論が始められた。¹²⁾

・設立趣意・事務局から提案された設立趣意書(案)の検討がなされた。構成としては、四段落からの構成とし、「現在の社会的課題」「フードバンクの説明」「静岡の現状」「将来ビジョン」を盛り込むことを確認した。

・フードバンクの組織編成や業務の流れ・前回委員会において、事務局よりイメージ図が提示されたが、それを確認した。¹³⁾

・フードバンク実施検討委員会・これまで二回の委員会を通じて検討・確認してきた、委員会の目的、組織体制、フードバンクの名称、設立時期の確認を行い、法人格に関しても、法人化の準備を進めることを確認した。

・全体スケジュール・検討委員会は、次回第四回をもって区切りとし、二〇一四年一月からは改組の上、新たなメンバーを加えて、「設立準備委員会」とし、四月中旬に設立総会開催をめざすことが決定された。

④第四回検討委員会(一一月七日)

前回検討委員会において、「実施検討委員会」は第四回の委員会をもって改組することが決定されたため、最後の検討委員会となった。この委員会では、設立趣意書が確認され、改組後の「フードバンク設立準備委員会」、さらには「(仮称)フードバンクふじのくに」設立総会と合わせて実施する予定のフードバンク学習会、そしてフードバンクの

事業計画書の検討を行った。

- ・設立趣意、前回検討委員会で検討した「設立趣意書」を検討の上、決定した。
- ・フードバンク設立準備委員会、「フードバンク実施準備委員会」の改組後の「フードバンク設立準備委員会」事務局は実施委員会同様に三団体が引き続き担当する。また、新たに設立に必要なだと考えられる団体にも参加を呼びかける。そして、「設立準備委員会」の代表者は新たに人選する等、以上のことを決定した。
- ・フードバンク学習会、二部構成とし、第一部は基調講演。基調講演者としては、NPO法人フードバンク山梨理事長・米山けいこ氏とすることが決定された。そして第二部は対談形式とし、米山理事長と筆者が行うことを確認した。

・事業計画書(案)、収入支出計画、補助金・助成金申請、事業計画書(案)、収入支出表、補助金・助成金等について、事務局より提案がなされ検討の結果、「設立準備委員会」でも継続して検討を行うことを確認した。

(三) 第三期(二〇一四年)、「フードバンクふじのくに」の設立に向けて

二〇一四年になり、一月二〇日に第一回フードバンクふじのくに設立準備委員会を開催した。そして、新たに設立するフードバンクの正式名称を「フードバンクふじのくに」とすることを確認するとともに、役員体制も決定した。以下、四回にわたって開催された設立準備委員会での議事内容を整理しておくことにする。

① 第一回設立準備委員会(一月二〇日)^①

この設立準備委員会が、前年四回にわたって開催された「フードバンク実施検討委員会」での議論を受ける形で設けられたことが確認されると共に、これまで議論し検討されてきたことについて確認をすることから始められた。そして、この設立準備委員会から、新たにメンバーとして二つの団体の代表者が参加することになった。それは、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会とフード連合中部・関西ブロックである。なお、後者はオブザーバーとしての参加であった。

・設立準備委員会の役割、具体的検討項目―この委員会が前年に四回開催された「実施検討委員会」を改組して設けられたものであり、「静岡県内全域をカバーする生活困窮者支援や災害時の支援を行う、仮称『フードバンクふじのくに』の設立準備のための具体的検討等を行う委員会」であることが確認された。そして、名称については、正式に「フードバンクふじのくに」とすることを確認した。加えて、この委員会での具体的な検討項目が明らかにされた。それは、次のとおりである。

- (ア) フードバンクの名称
- (イ) 設立趣意
- (ウ) 事業計画
- (エ) 収支予算
- (オ) 設立準備―議案書、役員、運営委員等
- (カ) NPO法人化の検討

- ・設立準備委員会の組織体制／組織体制については、代表の他に副代表を三名選出した。そして、選出された代表と副代表は「フードバンクふじのくに」の設立総会に引き継ぐことも合わせて決定された。なお、事務局は「実施検討委員会」同様に引き続き担当することを確認した。
- ・「フードバンクふじのくに」の設立趣意／前年第四回フードバンク実施検討委員会での議論を引き継いで検討した。全体は四段落構成で議論を行い、次回に決定することを確認した。
- ・事業計画、収入支出計画、資金確保の具体策、事業の具体的取り組み／収支計画については、助成金・補助金がない場合（Ａ案）と寄付金・会費収入＋助成金（Ｂ案）の二案が事務局から提案され検討を行った。また、活動資金確保については、年会費、寄付付き自動販売機の設置などが提案され、さらに補助金や助成金の申請についても検討を始めた。具体的事業については、初年度の取り扱い食料は五トン程度、倉庫のスペースは四畳程度からスタートし、二年目以降取扱量を一〇トン、倉庫スペースを一〇畳としていくといった案が事務局より示された。
- ・「フードバンクふじのくに」会則（案）の検討／理事会の成立要件は過半数とし、運営委員会の機能は「フードバンクふじのくに」のサポーターとしての位置づけにする。また、総会での議決事項を絞り込み、理事会での議決事項に移すことにより、運営しやすい組織とすること。⁽¹⁵⁾さらに、安定した組織運営のため、議決権を持たない賛助会員を増やし、議決権を持つ正会員を絞り込むことが確認された。⁽¹⁶⁾加えて、NPO法人申請を視野に入れ、NPO法に準じた定款構成にすることも確認した。
- ・設立総会、記念フォーラムの開催（案）／開催趣旨、開催時期、会場、内容などを検討した。当初、四月に設立

総会を開催する方向で検討していたが、その後の検討により、四月下旬に「フードバンクふじのくに」設立に関し、報道機関に事前告知を行い、五月下旬に設立総会を開催することを確認した。

②第二回設立準備委員会（二月一二日）^{①7}

この設立準備委員会では、主に設立趣意と会則の検討、さらに事業計画書の検討を行った。

・「フードバンクふじのくに」設立趣意書の検討（この設立趣意書については、「フードバンク実施検討委員会」以来、毎回検討がなされてきた。そのため、内容的にはかなり煮詰まってきたが、再度検討を施し細かな文言修正等の議論を行い、それを事務局で修正の上、再度提案することになった。

・「フードバンクふじのくに」会則の検討（NPO法人としての申請を念頭に、「定款」としての体裁をとることができるように、さらに検討を進めることになった。

・事業計画書の検討（収入支出計画、活動資金の確保、事務所・倉庫の検討、スタッフの確保、事業の具体的取り組み等について検討を行った。フードバンクを運営するためには、活動に資する資金をどのように調達するかということが重要となり、これまでの議論では、年会費や寄付をもとに基本的な運営を行い、さらに助成金や補助金を加えた財源構成にすることが確認されていた。今回の検討においても、その方針をもとに財源調達の検討を進めた。会費の考え方としては、議決権のある正会員を高めにし、賛助会員は安めに設定して多くの口数を募ることが確認された。^{①8}そして、初年度の収入支出計画に関しては、身の丈に応じ一二十万円程度を想定し、その範囲で事業計画を立てていくことになった。実施する事業の内容としては、メインのフードバンク事業、そし

て啓発事業や調査・研究事業を盛り込むことになった。さらに、会費以外の収入である寄付や助成金・補助金についても検討を行い、申請可能な助成金に応募することが確認された。また、事務所・倉庫・車両・スタッフの確保についても検討を行った。そして、倉庫と事務所に関しては、関連団体所有のスペースを低料金で間借りし、スタッフについては関連団体のスタッフの兼任等を検討するという案が示され、基本的には提案された内容でさらに検討を進めることが確認された。一方、運搬車両については、初年度ということもあり財政的に車両を所有することは困難と判断した。そのため、スタッフの所有する車両を活用し、ガソリン代等のみ支給することにした。以上は、初年度の運営に関する基本的な考え方であり、次回以降も継続して検討することになった。

- ・全体スケジュールの検討→設立総会事前告知の記者発表は、四月二三日に行うことが確認された。そして、設立総会の日程は、五月一九日または二三日とすることを確認した。

- ・「フードバンクふじのくに」書式集の確認→事務局より提案された「同意書」、「フードバンク依頼書兼利用申込書」、「受領書」、「配達記録」の検討を行った。これは、「フードバンクふじのくに」と寄贈先との間で交わすものであり、その書式の内容を検討した。

③第三回設立準備委員会（三月二四日）⁽¹⁹⁾

前回の設立準備委員会において、「フードバンクふじのくに」設立記者発表日が設定されたことを受け、その内容の検討を行うとともに、これまで検討されてきた設立後の活動に関する事柄の検討を行った。この時点においては、フードバンク設立後の具体的な検討を進めて行くことになった。

- ・記者発表内容に関する検討(四月二三日一〇時に、静岡県庁内記者クラブで行うことを確認した。その際、特定非営利活動法人の認証までは任意団体として活動すること。また、任意団体の定款や役員は設立総会で議決されたものを準用すること、さらには任意団体の残余財産は特定非営利活動法人に引き継ぐことなどを確認した。
- ・設立総会後の具体的な活動に関する事柄の検討

(ア) 活動資金の確保

フードバンクふじのくに会費について、初年度会費は、任意団体と特定非営利活動法人で、それぞれ半額ずつ受け取る形にする(ただし、特定非営利活動法人は認証前のため預り金⁽²⁰⁾)。寄附収入確保策については、これまで検討した取り組みを進めて行くことを確認したが、寄付付き自動販売機(飲料)の導入の検討についても報告がなされた。

(イ) フードバンクふじのくにの役員・運営委員選定の考え方

設立総会に諮る議案書について、会員、役員(理事・監事)ならびに運営委員会のあり方について検討を行った。

(ウ) 事務所、倉庫、車両、スタッフの確保

新たに設立するフードバンクと関連団体である、NPO法人POPULOがすでに賃貸している事務所を間借りし、事務所兼倉庫として活用することを確認した⁽²¹⁾。また、運搬車両については、当初はスタッフ車両を使用(ガソリン代のみ支給)する予定であるが、関連団体であるNPO法人静岡県ボランティア協会の好意で福祉車両を必要に応じて借用できるようになったことの報告を受けた。さらに、フードバンクの

スタッフに関しては、事務局を担っているNPO法人POPOLOから適任者を選定し業務を委託（兼業）することを確認した。スタッフの検討と合わせて、事務局において必要とされる備品のリストを確認し、それらの調達方法も検討した。

（エ） 事業の具体的取り組み

二〇一四年四月以降の事業計画を検討した。

・設立記念フォーラムについて

開催日（二〇一四年五月一九日）と当日のタイムスケジュールを確認した。そして、「フードバンクふじのくに」が使用するロゴマークを作成することとし、デザインには、「富士山」「食べ物」等を入れ、できる限りシンプルなデザインとすることが確認された。さらに、制作された「ロゴマーク」については、意匠登録の必要についても検討を行った。

・「フードバンクふじのくに」設立総会について

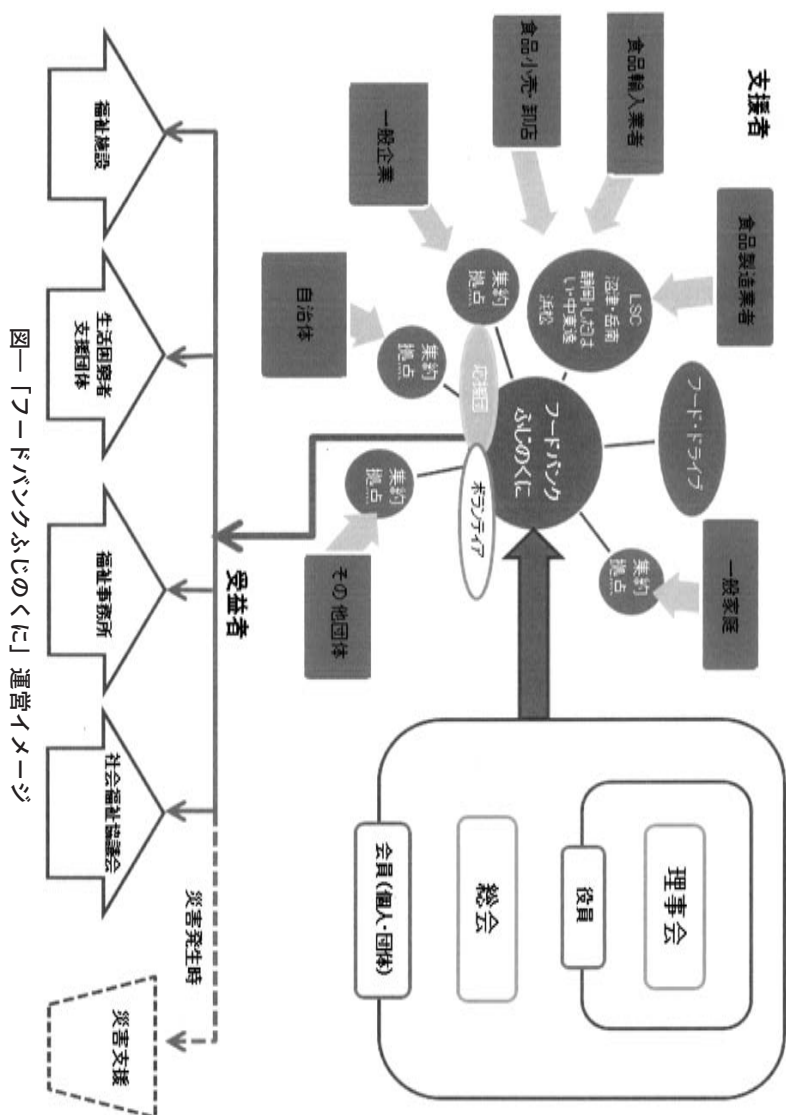
設立総会議案書（案）の検討を行った。主として、設立趣意、定款、役員の選出、事業計画、収支予算等の検討を行った。

③ 第四回設立準備委員会（五月九日）²²

設立準備委員会は、第四回をもって終了することになっていたため、最後の委員会であった。内容は、「フードバンクふじのくに」（発足当初は任意団体）の設立総会が五月一九日とされたことから、設立総会における議案書の検討と

その後、予定されている記念フォーラムのプログラムについての検討であった。

以上、四回にわたる設立準備委員会での検討を経て、「フードバンクふじのくに」は二〇一四年五月一九日に設立総会と設立記念フォーラムを開催し、その翌日より活動を開始した。⁽²³⁾ なお、正式に発足した「フードバンクふじのくに」の運営イメージは図に示したとおりである。



(1) 中央労福協第八回三役会資料(二〇〇九年三月三〇日)。中央労福協でフードバンクに関する検討の必要性が議論されていた頃、連合(以下、第二五回環境・社会政策小委員会、二〇〇九年三月二六日付資料から抜粋)はフードバンクについて農林水産省にヒアリング(二〇〇九年三月一八日実施)を行っている。当時のヒアリング資料によれば、連合が農林省の担当者(農林水産省総合食料局食品産業企画課食品対策室課長補佐)から「フードバンクに係る農林水産省の取組みについて」説明を受けたことが記録されている。連合側が農水省より受けた説明は、次の四点である。(一) フードバンク活動実態調査事業(二〇〇九年度予算で実施)の概要。(二) 調査事業の実施に至る経緯。(三) フードバンク活動の事例紹介(「食品ロスの削減に向けた検討会」におけるセカンドハーベストジャパンからのヒアリング要旨)。(四) その他。このヒアリング資料の中では、農水省がフードバンクに関心を寄せた背景を知ることができる。端的に言えば、二〇〇七年の「食品リサイクル法改正」がきっかけとなったことであろう。農水省は食品リサイクル法改正を機に、「食品ロスの削減に向けた検討会」(以下、「検討会」)を設置し、「発生抑制に向けて食品関連事業者や消費者が一体となって取り組むべき方向性を検討した」のであった。そして、農水省の「検討会」は、二〇〇八年十二月に報告書を取りまとめ、「食品衛生上問題がない食品の有効活用」にフードバンク活動の推進が重要であり、より多くの食品関連事業者が参加しやすい環境整備等についての検討が必要であることを指摘した」のであった。その指摘を受けて、前述の「フードバンク活動実態調査事業」(二〇〇九年度)が進められたのであった。また、農水省の担当者は、フードバンクに関し、興味深い私見を提示している。一点目、「食品提供側の協力が重要なので、食品関連の労働組合にフードバンク活動を紹介して欲しい」。二点目、「政府による支援のあり方としては、環境整備に向けた法的措置やガイドラインの設置などが考えられる」。三点目、「食品支援企業の参加促進策のアイデアとしては、食品リサイクル法でフードバンクの認定要件を明示し、認定された団体への食品提供に対して税制の特例を行うことが考えられる。ただし、法律がNPOの活動の妨げにならないよう留意が必要である」。このような、農水省の担当者の発言は、私見とは言え、その後の農水省のフードバンク政策に対する当時の考え方を知る上で有益である。

連合側は、このような説明を受けて、以下のように「当面の対応」をまとめている。「食料政策において食料廃棄の削減は重要な政策課題であり、連合は、二〇一〇―二〇一一年度『要求と提言』の検討においてもフードバンクへの支援等の政策を盛り込むこととしている。また、『連合エコライフ二一』二〇〇九年度の取組みにおいても『食料廃棄の削減』を取りあげることになっている。これらの取組みが実行あるものとなるよう、引き続き、勉強会等を通じてフードバンク活動について理解を深めるとともに、関係する構成組織や中央労福協と連携を深めながらわが国にこの活動が定着するよう役割を発揮したい」。このように、連合は農水省担当者からのヒアリングを通じて、フードバンクとの関わりを進めていくことを明らかにした。

(2) 参加団体は、静岡県労福協、静岡県ボランティア協会、静岡県労働者福祉基金協会、コープしずおか、生活保護支援ネットワークしずおか、ライフサポートセンターしずおか、連合静岡の七団体であった。なお、二〇〇九年八月二五日に開催された、第二回県労福協幹事会においても、「(仮称) フードバンク静岡」設立検討委員会の設置が確認された。

(3) 前静岡県労働者福祉基金協会専務理事・木下達夫氏インタビュー(二〇一六年四月六日)。

(4) 同右。木下氏によれば、福祉基金協会のセーフティネット研究会が当時、焦点を当てていたのは、「食物」、「お金」、「住宅」等であったという。特に、「お金」に関しては、NPOバンクを意識していたようであった。

(5) 木下氏の資料によれば、研究会は二〇一〇年二月九日、四月五日、五月一九日、七月二七日、九月三〇日の計五回開催された。なお、二〇〇九年以降、福祉基金協会の主要なミッションとして、公益法人化があったが、そのような中にあっても、木下氏自身が、セカンドハーベストジャパンとの関係を維持していたことが、その後の静岡県内におけるフードバンクの立ち上げに一定の貢献をしたのではないかと推察する。というのも、二〇〇九年に生活困窮者支援の活動を行っていた「ポポロ」のNPO法人化に木下氏に関わり、生活困窮者支援における食料確保の面において、「ポポロ」と「セカンドハーベストジャパン」(2HJ)との関係を取り持ったのが木下氏であった。それがきっかけとなり、「ポポロ」のスタッフが、2HJで研修を行い、静岡県内での本格的なフード

バンク活動の端緒をもたらしたのであった。

(6) 再開された「フードバンク実施検討委員会」のメンバーは以下のとおりである。県労福協、連合静岡、福祉基金協会、県生協連、静岡市社協、静岡県ボランティア協会、生活保護支援ネットワーク静岡、NPO法人サポート・しみず、NPO法人ボボロ、筆者もメンバーの一人として参加(ただし、実際には第四回目以降参加)。

(7) 再開された第一回フードバンク実施検討委員会の配布資料では、この会の名称は「(仮称) 静岡県フードバンク協会実施検討委員会」となっていた。しかし、第二回以降は「フードバンク協会」という名称を使わず、「フードバンク実施検討委員会」とされるようになった。

(8) 第一回フードバンク実施検討委員会配布資料ならびに第一回フードバンク実施検討委員会サマリー(要約)。

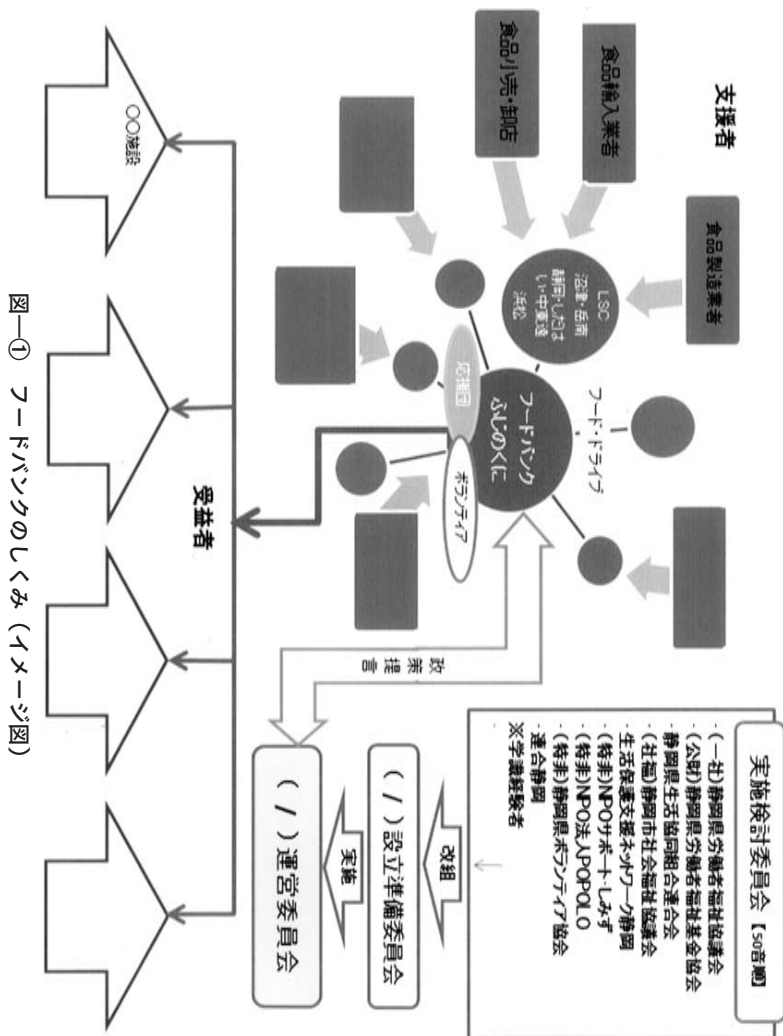
(9) 災害ボランティアコーディネーターである笠原英男氏(現在、静岡県環境防災福祉研究所主宰)が二〇一一年三月一日発生した東日本大震災後、静岡市においてフードバンクを立ち上げ、その名称が「フードバンクしずおか」であった。しかし、現在は活動が終了している。

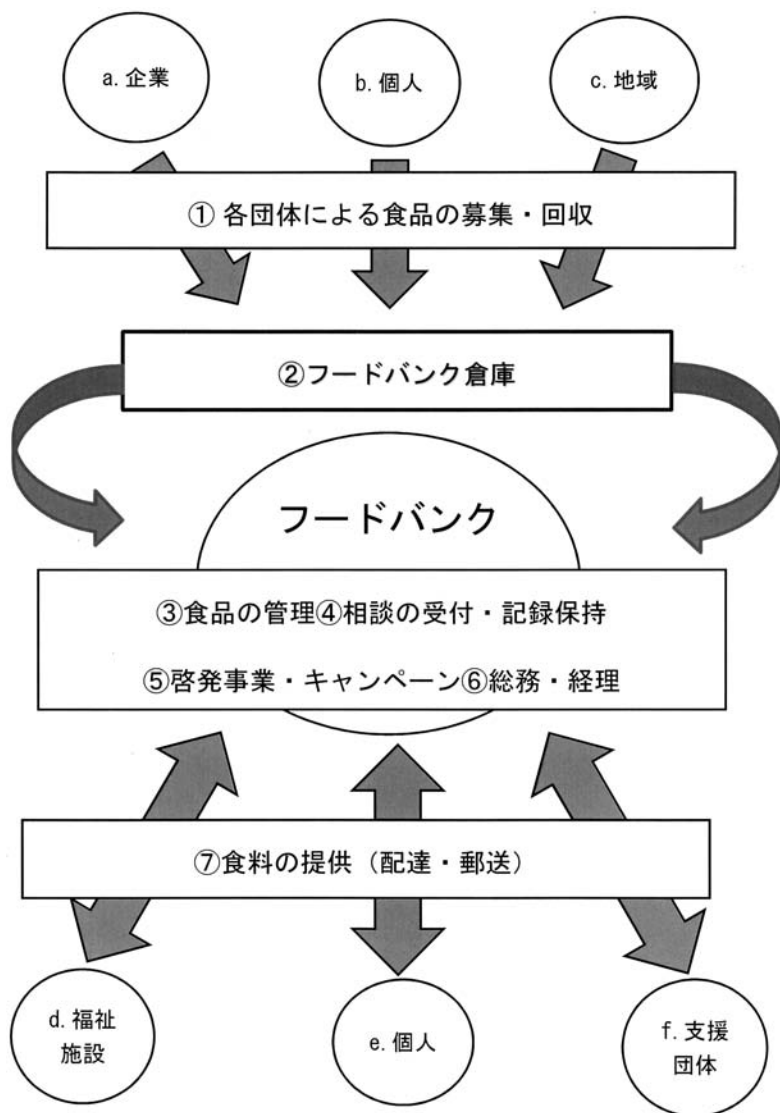
(10) 第二回フードバンク実施検討委員会配布資料ならびに第二回フードバンク実施検討委員会サマリー(要約)。

(11) 第二回委員会で提示された助成金の例は以下の通り。「ふじのくにNPO活動基金」「農林水産省」「福祉医療機構」「静岡県社会福祉協議会ふれあい基金」「静岡県共同募金会」「連合愛のキャンパ」「ユーコープ環境活動助成」であった。

(12) 第三回(仮称)フードバンクふじのくに設立準備委員会配布資料ならびに第三回「フードバンクふじのくに」設立準備委員会サマリー(要約)。

(13) 第三回実施検討委員会で示されたフードバンクの組織編成や業務の流れは次のようであった。基本的には、このイメージ図が「フードバンクふじのくに」の基本的な骨格となっている。





図一② フードバンク事業の流れ

- (14) 第一回「フードバンクふじのくに」設立準備委員会配布資料ならびに第一回「フードバンクふじのくに」設立準備委員会サマリー（要約）。設立準備委員会代表として、静岡大学人文社会科学学部教授・日詰一幸（筆者）、副代表として、県労福協専務理事・金指敦之、福祉基金協会専務理事・木下達夫、県生協連会長・吉田敬哲の三氏が就任した。
- (15) 特定非営利活動促進法（通称NPO法）が施行され、NPO法人格取得に向けての実務的作業が開始された当時、所轄庁による「モデル定款」などが示され、申請団体がそれに依拠することが多かったが、その内容が総会主導型の内容になっているケースが多かった。実際に法人格を取得後、機動性をもって運営するためには、むしろ「理事会主導型」の定款の方が運営しやすいことは明らかであり、新たに立ち上げる「フードバンクふじのくに」もそのような点に配慮した。
- (16) 正会員を絞り込むという議論の背後には、議決権を有する多数の特定の組織からなる正会員による「フードバンクふじのくに」の支配権を排除しようという配慮があった。
- (17) 第二回「フードバンクふじのくに」設立準備委員会配布資料ならびに第二回「フードバンクふじのくに」設立準備委員会サマリー（要約）。
- (18) この時点の検討では、正会員は一口当たり、個人三、〇〇〇円、団体一〇、〇〇〇円。賛助会員については、最低でも二、〇〇〇円以上とすることが検討された。
- (19) 第三回「フードバンクふじのくに」設立準備委員会配布資料ならびに第三回「フードバンクふじのくに」設立準備委員会サマリー（要約）。
- (20) 会費としては、正会員（個人）三、〇〇〇円、正会員（団体）一〇、〇〇〇円、賛助会員（個人）二、〇〇〇円、賛助会員（団体）五、〇〇〇円とした。
- (21) 所在地は「静岡市葵区宮ヶ崎町五三」であり、現在もその場所で活動を展開している。

(22) 第四回「フードバンクふじのくに」設立準備委員会配布資料ならびに第四回「フードバンクふじのくに設立準備委員会」サマリー(要約)。

(23) 「フードバンクふじのくに」の設立趣意は次のようである。設立総会を経て、速やかに特定非営利活動法人の申請をすることになっており、そのための設立趣意でもある。

「日本では、食料自給率が4割(カロリーベース)を切っているにも関わらず、印字ミスや外箱の破損等の理由で流通させることができずに処分せざるを得ない食料は年間約5〜800万トンと言われており、これは日本の米の生産量に相当します。その一方で、明日の食事にも事欠く人が増えています。

私たちは、この矛盾した2つの問題を結びつけ、処分せざるを得ない食料を預かり、本当に食料を必要としている人や場所に届ける、フードバンク事業を行います。

フードバンクは今、全国的な広がりをみせています。そんな中、食品会社も多く、人々の助け合いの精神あふれる『ふじのくに』静岡県において、明日食べるものがないという人が多数いるにもかかわらず、それを解決できるような行政の仕組みや活動が活発に行われていないという現状があります。

フードバンク活動を行うことで、企業は処分コストの削減ができ、地域の社会貢献につながり、また、環境負荷の軽減といった効果も期待できます。その一方で、困窮者が食料の支援を受けることにより、節約をすることができた食費を就職活動等、別のことに使うことができるようになり、生活に余裕ができることになります。また、大規模災害のおそれがある静岡県において、フードバンク倉庫は食料の備蓄庫としての機能も担います。

私たちは、処分せざるを得ない食べ物を有効活用することにより、食料を無駄にせず、食を分かち合い、命や人権を守るため、各方面の団体の協力を得て、特定非営利活動法人フードバンクふじのくにを設立することとなりました。

フードバンクを地域の仕組みとして定着させ、食を通じて人の縁を結び、お互いが助け合う、『困った時はお互い様』な社会作りを目指します。そして、フードバンクの設立が、私たちの暮らす社会の在り方を改めて見直すきっかけとなり、『もったいない』を『ありがとう』に変えることが当たり前の社会になることを、私たちは強く望んでいます。」

なお、「フードバンクふじのくに」に関する記者発表については、二〇一四年四月二十四日付、静岡新聞、中日新聞静岡版、また、設立総会については、同年五月二〇日付、静岡新聞、朝日新聞静岡版、中日新聞静岡版において、それぞれ報道がなされた。